

令和7年度農地中間管理事業実施方針

(一財) 広島県森林整備・農業振興財団
広島県農地中間管理機構

広島県農地中間管理機構（以下、「機構」という。）では、関係機関・農業団体等と連携し、農地中間管理事業による担い手への農地集積に取り組んできた結果、平成26年度から令和6年度末までの11年間で、721経営体に対し 6,053haの転貸実績となり、本県における担い手への農地集積に寄与してきた。

しかし、実績の約8割を占める集落法人については、これまで約7割の利用があるものの、ここ数年は年間数法人の新規設立に留まるとともに、既存法人の活用も鈍化するなど、これまでのような水田地帯の大規模な集積は難しい状況となっている。

こうした状況を背景として、令和3年度において新たに策定された県の行動計画である「2025広島県農林水産業アクションプログラム（令和3年度～7年度）」の目指す姿の実現に向け、関係機関と連携した事業展開を図るとともに、「地域計画の実現に向けた関係機関の連携に係る活動方針」（以下、「活動方針」という。）や、市町の「農業振興ビジョン」に基づき、担い手への農地集積、集約化を進めていくものとする。

今後、高齢化による農業経営の縮小や離農などにより担い手不在地域が増加するとともに、条件不利地から基盤整備済など多様な貸付希望農地の増加が見込まれることから、担い手の新たな参入や規模拡大、野菜や果樹等の園芸作物の農地集積を促すため、市町や農業委員会等の関係機関と連携し、地域の話し合いに基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）の実現に向けて事業を実施する。

1 基本姿勢

農地中間管理事業は地域計画の実現のため、次の3本柱により推進するものとする。

- ① 産地育成につながる農地集積
- ② 新規就農者等への農地集積
- ③ 認定農業者等の効率的な経営につながる農地集積・集約化

2 推進体制の強化

今後、さらに担い手への農地集積・集約化を進めるには、県、市町農業振興部局、農業委員会と機構との連携強化が重要である。

このため、県・農業会議・機構（以下「三者」という。）は、令和7年度も「活動方針」により、三者が農業委員会との連携体制を明確にし、担い手の意向を踏まえた、農地の掘り起こしによるマッチングや地域計画実現のための協議の場への参画等の現場活動を着実に進める。

また、農業者団体や土地改良団体等との情報共有や連携も進め、地域の実情に応じた円滑な事業推進に努める。

3 重点項目別の実施方針及び具体的な取組

(1) 産地育成につながる農地集積

- 県が推進する大規模農業団地として事業化された地区の対応のほか、新規団地整備の掘り起こしに対しても、県や市町が農業委員や農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）と連携して取り組む、新たな貸付農地の確保等を積極的に支援する。
- 特に、園芸用農地確保のための活動を引き続き強化するとともに、市町、農業団体等が実施する新規就農対策との連携を図っていく。

(2) 新規就農者等への農地集積

- 広島県農業経営・就農支援センターと連携し、市町・農業団体が実施している新規就農者育成対策制度設計時から参画し、中間保有等、機構を活用することにより経営開始時に確実な農地確保につながるよう、円滑な参入の支援を行う。
- 上記研修施設における研修用農地については、関係市町、農業委員会と連携して農地確保に努める。
- 研修生に対しては、相談等を研修段階から実施し、研修生の意向に沿った優良な農地について関係機関と連携し確保に努める。

(3) 認定農業者等の効率的な経営につながる農地集積・集約化

- 認定農業者等に対して、地域計画に基づき、将来の地域内の担い手間での農地の分散解消を見越した契約、規模拡大や利用権の満期を契機とした再契約を推進する。
- 条件不利地域が多くを占める本県においては、集落営農の推進を図りながら意欲的な担い手育成に努めるとともに、更に、担い手の確保が難しい地域では、新たな集落営農の仕組みづくりや地域外からの担い手の確保等に対し、関係機関・農業団体等と連携し、相談等の対応を検討段階から協議に参画する。
- 認定農業者や農業参入企業等に対して、関係機関等と連携して、意向調査等による意向の把握に努め、借受者ニーズに沿った選定支援や農地確保に努める。

4 市町との連携方法

(1) 地域計画協議の場へ参画（地域単位の担い手育成等対策への参画）

- 地域戦略組織や市町・農業団体等の担い手育成対策の計画策定、進行管理等に積極的に参画し、農地集積の中心に農地中間管理事業が位置づけられるよう働きかける。
- 拡大を希望する地域等担い手の具体的なニーズと、農業委員・推進委員が意向調査等で把握する出し手の農地情報を相互に共有することにより担い手ニーズに沿った農地集積を進める。

- 各地域の果樹産地協議会に参画し、果樹における担い手への農地集積について積極的な推進に努める。
- 市町の農地の利用調整のあり方については、各農業委員会の策定する「農地等の利用の最適化に関する指針」や単年度毎の「活動計画」も踏まえ、市町・農業団体等と連携し担い手への農地集積の取組を行う。
- は整備事業等の事業推進については、県、関係市町・土地改良区等と連携し、農地中間管理事業の事務手続き等の調整を図り、担い手の円滑な営農開始に努める。

(2) 地域計画の達成に資する取組

- 話し合い活動を通じた地域計画を基に農地集積・集約を進めるため、担い手との意見交換など地域の話合いに積極的に参画し、担い手のニーズを把握するとともに、市町の施策と連動し、出口を見据えた形での農業委員・推進委員等が取り組む意向調査結果等を活用し、貸付希望農地の集団化、集約化を図る。
- 地域計画の調整時に、企業等の広域に規模拡大を希望する担い手の情報について、県・市町等との共有を行いう。

(3) 重点実施区域の設定

- 市町が定める地域計画の区域とする。

ただし、区域外の区域（都市計画法（昭和43年法律第10号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域外の区域に存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く。）でも農地中間管理事業を実施することができる。

(4) マッチングの実施

- マッチングについては、地域計画の協議の場への借受候補者等の情報共有に努める。

(5) 啓発活動の推進

- 農業委員や推進委員と連携し、地域計画の実現のために、農地の所有者と地域農業を担う者に対して、機構事業のPR、活用の働きかけを行う。
- 地域計画の実現に向けた農地集積や担い手確保の事例収集と周知を行う。

(6) 機構の推進体制の充実

ア 市町等業務委託の強化

- 機構業務の一部（現場で行う方が効果的である窓口業務、農地情報の整理、貸付者・借受者への対応等）について、引き続き、全市町等業務委託を行うものとする。

イ 機構相談員の強化（名称変更）

- 全市町に機構相談員を設置し、事業の推進を行う。
- 県域担当、市町担当、重点地区担当に区分するものとし、情報を共有し、連携して取り組むものとする。
- 県域担当は、農業参入企業等の広域的な農地集積のニーズに対応した情報収集、地域計画実現のための協議の場等での情報提供、マッチング調整等を担う。

- 市町担当は、地域における担い手育成対策との連携、担い手の拡大意向の情報収集、地域計画作成協議会等での情報提供、相談窓口、個別のマッチング等を推進する。

5 事務処理要領の見直し等

- 担い手ニーズに基づく農地整備や施設の設置、果樹の植栽等、離農時にリスクを伴う貸借契約に対応できるよう、随時、事務処理要領の見直しを図っていく。
- 個人情報保護の観点から、情報開示方法についてルール化するなど事務処理要領等を見直し、適正な個人データの管理を実施する。
- 将来を見据えた円滑な事務手続等の検討

農地中間管理事業の創設から10年以上経過し、貸借契約期間満了を迎える農地が今年度1千ヘクタールを超える見込みから、借受者、貸付者双方の契約継続の意思確認や、新たな借入と同様の手続が必要となる事務について、円滑に実施できるよう、県、市町等関係機関と連携、協議しながら対応する。

6 実施スケジュール

別紙のとおり